

監査報告書

平成 25 年 5 月 20 日

学校法人茶屋四郎次郎記念学園

理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

監事 有田 信


監事 大森 繁


私たちは、学校法人茶屋四郎次郎記念学園（以下「同法人」）の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項に基づき、同法人の平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

監査にあたっては、理事会及びその他の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧するとともに、会計監査人から私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査に関する説明を受けるなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、同法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、同法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、同法人の業務並びに財産の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

なお、当期において、職員による横領事件が発生しました。この発生要因には、内部管理体制に問題があったことがあげられます。内部管理体制については、同法人も規定の整備や内部監査の導入などに取組んでいる最中であります。今後、一層の体制整備に努力する必要があると考えます。

以上